

東大和市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市下水道条例（昭和55年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「10立方メートルに」を「10立方メートルまでに」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

別表第6を次のように改める。

別表第6（第19条関係）

下水道使用料（月当たり）

汚水の種別	排出量	料率
一般汚水	8立方メートル以下の分	610円
	8立方メートルを超え20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき102円
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき160円
	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき190円
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき230円
	100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき270円
	200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき330円
	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき370円
	1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき410円
浴場汚水	1立方メートルにつき24円	

備考

- 1 一般汚水とは、浴場以外の汚水で、公共下水道に排除するものをいう。
- 2 浴場汚水とは、公衆浴場営業（温泉、蒸し風呂その他の特殊な公衆浴場

営業を除く。)の用に供した汚水で、公共下水道に排除するものをいう。

第2条 東大和市下水道条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「10立方メートルまでに」を「8立方メートルに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中東大和市下水道条例第25条第2項の改正規定(同項に1号を加える部分に限る。) 公布の日

(2) 第2条の規定 平成31年7月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第6の規定は、平成28年7月1日以後の汚水の排出に係る使用料について適用し、同日前の汚水の排出に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、平成28年7月1日前から同日以後に引き続く汚水の排出に係る使用料については、当該排出量を日々均等に排出したものとみなして算定する。